

企画政策課

☎ 共生協働係 (224)

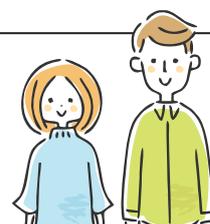
「きっかけは、声かけから！」

結婚新生活を応援します！

大崎町では、結婚を機に新居を購入または賃借した際に掛かった費用を補助しています。

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | 1. 令和7年1月1日以降に結婚された夫婦 2. 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 3. 夫婦の合計所得が500万円未満 4. 公的制度による家賃補助を受けていないこと 5. 税金の滞納がないこと 他 |
| 補助対象経費 | 新居の購入費又はリフォーム費、家賃(3か月分)、敷金、礼金、引越費用など |
| 補助金額 | 29歳以下の夫婦は60万円、39歳以下の夫婦は30万円を上限とし、補助対象経費を合わせた額 |

対象となる可能性のある方は
HPでより詳細な情報をご確認ください！→



企画政策課

☎ 共生協働係 (224)

「きっかけは、声かけから！」

令和7年度 大崎町地域にぎわいづくり事業の募集について

にぎわいのある地域づくり又は地域の課題解決に取り組む団体に対し、活動費の一部を助成する「大崎町地域にぎわいづくり事業補助金」の対象事業を募集します。

| | |
|------|--|
| 対象団体 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域づくり協議会 ● 公民分館 ● 自治公民館 ● 特定非営利活動法人 ● 5名以上からなる実行委員会等 ※同一事業に対する補助は3回までとなっております。 |
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の魅力を活かし、人や物の交流が図られる事業 ● 地域の特産物を活用した商品開発や地産地消につながる事業 ● 地域の課題解決のための事業内容を提案し、団体自らが実施する事業 ● その他地域住民が一体となってにぎわいを創出する事業 |
| 補助金額 | 補助対象経費の80%以内で、20万円を上限 |
| 募集期間 | 令和7年5月30日(金)まで |
| 提出先 | 企画政策課共生協働係までご持参ください。 |

※詳しくは町ホームページをご覧ください。企画政策課共生協働係へお問い合わせください。